

「僕は、虐待されているの？」

☆児童相談所

三大機能(相談、一時保護、措置)

1. 相談機能

- ・児童の福祉に関するあらゆる相談を受ける
- ・専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)
- ・それに基づいて処遇方針を定める。

2. 一時保護機能

- ・必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能。

3. 措置機能

・児童又はその保護者を専門機関に指導させ、又は児童を児童福祉施設、指定国立療養所等に入所させ又は里親、保護受託者に委託する等の機能。

☆児童養護施設

- ・児童福祉法第41条。
- ・児童福祉施設最低基準第7章に入所などの規定。
- ・保護に欠ける18歳までの児童。
- ・自立支援・生活支援。

☆SW支援

・「あなたは誰？」—私は、勇次君の生活を守る仕事をしている児童相談支援員といって、勇次君の話を聞いて、勇次君のこれからの生活について一緒に考えていく人だよ。そしてここは、勇次君のお家のことについて、先生とお話しするところだよ。

・「いつまでここに居ないといけない？」—勇次君のパパの心の問題が解決するまでだよ。時間がかかりそうな時は、勇次君と同じような子たちが居る養護施設という所に行って、しばらくそこで過ごしてもらうことになるよ。

●養護施設とは、親と一緒に暮らすことのできない子供たちが集まり18歳までいる場所。

・「帰りたい...(何度も)」—今帰ると、勇次君が危ない目にあってしまうから、ここにいてもらうしかないんだ。

・「学校には行けるの？」—今は一時保護という状態で、相談所からは行けないが、ここは違うところ(養護施設)に移動したら通えるようになるよ。

●一時保護とは、家庭から一度離して、保護をする場所。安全確保のため、学校に通わず、担任から送付される教材を元に学習に取り組む。

・「僕はやっぱり悪い子なの？」—勇次くんは悪い子じゃないよ。妹思いの優しい子だよ。パパが心の問題を抱えているんだよ。

*「すぐに帰れるよ」などと安易な受け応えや、保護者を否定するような表現は避ける。

*「みんなで仲良く暮らすために準備が必要」と伝えることもひとつの手段であり、親子を引き離すことが目的ではない。